

6 用語集

- あ**・**アセスメント**
福祉専門職が要支援者から福祉サービスに結びつけるための情報収集や分析を行うこと。福祉専門職は、福祉サービス利用者の生活支援のため、このようなプロセスを通じてケアプランを作成する。
- か**・**介護支援専門員**
介護保険サービスの利用者に対し、ケアプラン(介護サービス計画)の作成や介護保険サービスの調整といったケアマネジメントを行う専門職。ケアマネジャーとも言う。
- き**・**共助**
自治会や町内会といった地域の人々などがお互いに助け合うこと。
- こ**・**公助**
国、県、市町村、消防機関、都道府県警察、自衛隊等の公的機関による支援のこと。
- こ**・**個別避難計画**
高齢者や障害のある方のうち、避難場所等に自力で避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりに応じて作成する避難支援のための計画。
- し**・**自助**
自らが災害に対する意識を高め、事前に備え、身を守ること。
- そ**・**相談支援専門員**
障害のある方の生活を支援し、サービス等利用計画の作成など、障害のある方のケアマネジメントを行う専門職。

- た**・**タイムライン**
災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目し、行動と主体を時系列に整理した防災行動計画。

(マイ・タイムライン)
住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風の接近による大雨で河川水位が上昇するときなどに、自分自身がとるべき防災行動を時系列に整理したもの。
- ち**・**地域調整会議**
避難行動要支援者、要支援者の家族、避難支援等関係者が集まり、要支援者の心身の状況、地域のつながり、平時の福祉サービスの利用状況等を共有し、災害時の個々の避難支援に関する方針を協議する場。

[避難支援等関係者の例]
避難支援等実施者、自治会・町内会・自主防災組織の関係者、民生委員、福祉専門職、社会福祉協議会職員、自治体職員 等
- は**・**ハザードマップ**
災害による被害を予測し、被害範囲を地図化したもので、予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲やその程度、避難経路、指定緊急避難場所、指定避難所等の情報を図示している。市町村が作成し、住民に配付したり、ホームページ等で公開している。
- ひ**・**避難行動要支援者**
要配慮者のうち、自力での避難が困難であり、避難のために特に支援を必要とする方。略して要支援者とも言う。

ひ

・避難行動要支援者名簿

自力での避難が困難な高齢者や障害のある方といった避難行動要支援者をあらかじめ登録しておく名簿。市町村が作成する。

・避難支援等

避難支援、安否確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な行動。

・避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者。

(例)自治会・町内会・自主防災組織の関係者、民生委員、福祉専門職、社会福祉協議会職員、自治体職員 等

・避難支援等実施者

避難支援等関係者のうち、災害が発生したとき、又は、災害が発生するおそれがある場合、個別避難計画に基づき、安否確認や避難支援の実施など、避難行動要支援者の避難行動を直接支援する方。

(例)家族、親戚、知人、近隣住民 等

・避難所

■指定避難所

災害の危険性があり、または、災害による家屋等の倒壊等で住み続けることが困難になった避難住民等を、災害の危険性がなくなるまでの必要な間、一時的に滞在させるための施設で市町村が指定する。避難者に対し、食料等の救援物資を提供する。

■指定福祉避難所

高齢者、障害のある方、妊産婦、乳幼児など一般の避難所では生活に支障を来す方を対象にした避難所。障害者用のトイレやスロープ、手すりの設置など、福祉的な配慮がなされた設備がある施設で市町村が指定する。高齢者福祉施設や障害者支援施設などが指定されることが多い。なお、指定福祉避難所は災害時に必ず開設されるとは限らない。

ひ

・避難場所

■指定緊急避難場所

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、生命の安全確保のため、緊急的かつ一時的に避難する場所や施設のこと(例:学校のグラウンドや公園等)。市町村が災害種別ごとに指定する(例:洪水や地震等)。

ふ

・福祉専門職

平時に避難行動要支援者の福祉サービス利用の計画作成や調整等の支援を行う専門職。主に高齢者分野(介護保険)における介護支援専門員や障害分野における相談支援専門員を指す。

み

・民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。民生委員法に規定されている特別職の地方公務員であり、独居等高齢者宅の訪問や、地域住民の生活相談や援助を行う。民生委員は児童委員を兼務しており、「民生・児童委員」と呼ばれる場合もある。

よ

・要配慮者

災害時の避難や避難生活において特に配慮を必要とする方。
(例)高齢者、障害のある方、妊産婦、乳幼児、外国人等

7 Q&A (よくある質問に対する回答)

Q1. 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の関係を教えてください。

A1.

- 避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法に基づき、災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障害のある方等の避難行動要支援者をあらかじめ登録しておく名簿であり、市町村が名簿登録要件を決めて作成しています。
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に名簿作成が市町村に義務付けられました。また、要支援者本人や家族の同意を得た場合、平時から避難支援等関係者に名簿情報を提供できるようになり、個別避難計画の作成や災害時における避難支援、安否確認等に活用できるようになりました。
- 個別避難計画は、要支援者一人ひとりに応じて作成する避難支援のための計画であり、要支援者を直接支援する避難支援等実施者をはじめ、具体的な支援内容や方法、配慮事項等を記載したものです。

Q2. 個別避難計画を作成しておく、必ず助けてもらえるのですか。

A2.

- 避難行動要支援者の避難支援には、地域の助け合い(共助)が重要となります。
- 災害が発生し、避難支援等実施者が避難支援を行う場合、まず、避難支援等実施者ご自身や家族の安全が確保されていることが前提となります。このため、災害の規模や発生時の状況によっては、個別避難計画を作成していたとしても、避難支援を受けられない場合があります。
- 個別避難計画の作成は、災害時の避難支援を受けられる可能性を高めるものですが、確実な支援を約束するものではありません。支援が受けられないことについて、避難支援等実施者や避難支援等関係者に責任を問うことはできないことに留意しましょう。

〔 避難支援等関係者への名簿情報の提供や個別避難計画の作成は、要支援者本人や家族の同意が必要となります。 〕

Q3. なぜ、個別避難計画を作成する必要があるのですか。

A3.

○近年の頻発化・激甚化する大規模災害において、多くの要支援者が被害を受けていることを踏まえ、災害時における避難支援等の実効性を高め、要支援者の適切な避難を実現する上で、個別避難計画の作成が有効とされています。

また、要支援者の避難支援を計画するには、支援者の避難も検討する必要がありますため、結果的に地域全体の早期避難につながります。

Q4. なぜ、地域住民に協力を求めるのですか。

A4.

○大規模災害が発生した場合、自治体は災害時特有のさまざまな対応に当たるため、要支援者一人ひとりへの支援が十分に行き届かない場合が考えられます。

○こうしたことから、自分の命は自分で守る(自助)ことが重要になりますが、地域には自力で避難できない高齢者や障害のある方も暮らしています。そのような方に対しては、地域のことをよく知っている皆さんによる支援や協力(共助)が不可欠です。

Q5. 自主防災組織や町内会等は、どのような役割を担うのですか。

A5.

○要支援者の生活実態の聞き取りを行ったり、避難支援の具体的な方法や支援の際の配慮事項等を確認する地域調整会議を開催して、個別避難計画作成の協力をお願いします。

○平時からできる範囲で声かけや見守り等を行っていただき、要支援者の生活実態に変わりがないか、困りごとがないかなどを確認してください。

○災害時は、個別避難計画に基づき、要支援者本人や家族に連絡し、避難情報の伝達や安否確認、避難誘導等をお願いします。

Q6. 個人情報の取扱いはどのようになりますか。

A6.

○要支援者名簿や個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者や避難支援等実施者は、正当な理由がなければ、知り得た情報を漏らしてはならないと災害対策基本法で定められており、秘密保持義務があります。

Q7. 避難行動要支援者名簿へ登録し、個別避難計画を作成してもらいたいと考えているが、どうすればよいか。

A7.

○具体的な手続きなどは、お住まいの市町村の担当部局にお問い合わせください。各市町村の窓口と連絡先は、参考資料75ページに掲載しています。



知っておきたい 支援のための基礎知識

—障害のある方への配慮—

聴覚障害

- 分かりやすい言葉で話しかける。
 - ・ 顔の見える位置で、はっきりと口を動かす。
 - ・ 文節で切る。(例：ここに／名前を／書いてください。)
 - ・ 複数の人が一度に発言しない。

視覚障害

- 声をかけるときは、前から近づき「●●さん、こんにちは。▲▲です」などと、自分の名前を伝える。声だけだと分かりづらいこともあるため、軽く肩に触れて声かけすると気づきやすい。
- 説明の際は、「それ」「あれ」「こっち」と指差し表現や指示代名詞で表現せず、「あと、10メートルほど前方です」などと具体的に説明する。
- 移動介助の際の配慮
 - 誘導は、本人の手を引くのではなく、ひじか肩をもってもらう。誘導する人は、脇をしめ、段差や階段前ではいったん止まり、言葉で伝える。
 - 身長に大きな差がなければひじを持ってもらい、本人の速さに合わせ、半歩程度横前を歩き、身長差があるときは、肩や腕に手を添えてもらう。
 - 周囲の状況(例：段差があります)を説明しながら移動すると安心感が高まる。特に段差の前では、一度立ち止まり支持することが大切。

車椅子

- 段差や坂道の移動が大きな妨げとなり、ドアの開閉が困難なことがある。
- 目線を合わせて会話する。
- 移動介助の際の配慮
 - 車椅子を動かすときは、「動かします」「前に進みます」などと声をかけ、方向転換や停止のときも声をかける。
 - 停止のとき、介助者が車椅子から少し離れるときもブレーキをかける。
 - 急なスロープを下るときは、後ろ向きでゆっくりと下るようにする。
 - 前輪は側溝や小さな段差ほどひっかかりやすいので特に注意する。

その他、詳しくは、災害時サポートブック～私の避難プラン～
作成支援の手引き(岡山県障害福祉課) 参照